

ID: 178

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	造成工場敷地の譲受人の選考の決定		
<b>法令名 根拠条項</b>	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 第23条		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第98号		
<b>【基準】</b>	<p>法第23条の規定による。  (造成工場敷地の譲受人の選考)</p> <p>第23条 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日